

(平成23年6月)

京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター

1 消費者支援功労者に「ベスト消費者サポーター章」が授与されました！

消費者利益の擁護及び増進のための支援活動に積極的に尽力され、顕著な功績を挙げられた個人又は団体に対し、消費者庁長官から「ベスト消費者サポーター章」が授与されました。

同章を授与された方のうち、主に京都市内で活動されている個人又は団体は以下のとおり1個人2団体であり、このうち、高田氏と特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワークについては、5月20日に京都市役所において表彰伝達式を行い、京都市文化市民局長から書状と記念品をお渡ししました。

また、特定非営利活動法人コンシューマーズ京都については、全国消費者団体連絡会から、同じく書状と記念品が贈られました。

高田 ^{つや} 艶子 氏

京都市消費生活審議会委員として、また、「京（みやこ）・くらしのサポーター」として、本市消費生活行政の推進に貢献されました。

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

適格消費者団体として、不当な契約条項を使用する不動産賃貸業者、冠婚葬祭業者、披露宴等企画会社、携帯電話事業者に対し、差止請求訴訟を提起することにより、消費者被害の拡大防止に寄与されました。

特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都(京都消団連)

大学生を対象とした「消費者問題入門講座」の企画や京都市との共催による「消費者力パワーアップセミナー」、「消費者力検定受験対策講座」の実施等により、消費者教育の推進に貢献されました。



<写真左>

前列左から、高田氏、京都消費者契約ネットワーク高畠理事
 長

後列左から、文化市民局市民生活部長、文化市民局長、
 京都消費者契約ネットワークあざみ理事、同長野事務局長

2 消費生活相談窓口から～悪質商法の被害に遭わないために～

京都市消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員が、日々、市民の皆様から様々な消費生活に関する相談を受けています。最近では、悪質商法等の手口が複雑化・巧妙化し、とりわけ高齢者を狙ったものが増えています。

今回は、「海外宝くじ」に関する情報をお伝えします。

～ダイレクトメールを使った「海外宝くじ」に御注意ください！～

数年前から高齢者を狙う「海外宝くじ」に関する相談が増えています。高額な賞金を獲得する権利を得たと言って、申込金を支払わせ、だまし取る悪質な商法です。中には、ダイレクトメールが何通も送られてきて何度も申し込んだケースや、クレジットカードを利用して継続的に申し込んだケース、少額の当選金が送られてきたため、つい信じてしまい、繰り返し申し込み、多額のお金を支払ったという深刻なケースもあります。

相談事例

- ① カナダから国際郵便が届いた。「1,800万円の賞金を獲得されました。賞金を受け取るための手数料は無料なので、今すぐ電話をするように。電話がない場合は、賞金を受け取る権利がなくなります。」と記載されていた。電話を掛け、音声ガイダンスに従い、書面に記載されていた暗証番号を入力したところ、「賞金とネックレスを送付するので、手数料2,000円を払うように。」との音声の流れ、さらに、クレジットカード番号を入力するよう指示された。しかし、賞金は幾ら待っても届かないばかりか、クレジットカードの引落としだけが繰り返されている。また、関連のダイレクトメールもたくさん送られてくるようになった。
- ② 年金暮らしの父が、国際郵便で届いた、高額な賞金を受け取ることができるという情報を信じて、定額小為替で海外への送金を繰り返している。賞金は一向に受け取れず、価値のないネックレスばかりが届いている。やめさせたいが、どうしたらよいか。
- ③ 身に覚えのない国際郵便が届いた。海外のロト宝くじの当選権利を得たと書いてあった。返信封筒に、2,000円の為替、若しくはクレジットカード番号を記載した書類を同封して返信するシステムになっているようだ。約1億7千万円が当選者賞金となっている。期日までに返信するようにと書いてあるが、信用できるか。

問題点

1 いったん手数料を支払うと、様々なダイレクトメールが大量に送られてきます。

いったん海外宝くじの購入手続をすると、「購入見込みの高い消費者」とみなされ、複数の業者からダイレクトメールが届きます。勧誘のダイレクトメールを止める有効な方法がないことから、消費者被害の拡大につながる場合もあります。

2 ダイレクトメールには消費者に期待を抱かせるようなことが書いてあります。

ダイレクトメールには、国内の宝くじ等ではあり得ない高額な当選金が獲得できるといった内容が書かれている場合がありますが、賞金を獲得できる保証はまったくありません。

3 業者が本当に海外宝くじを購入しているのかは疑問です。

海外宝くじの現物は、消費者の手元には送られてこないのです。当選の事実を消費者は確認できません。業者が本当に海外宝くじを購入しているかは不明であり、当選した場合であっても、業者から賞金が渡される保証はまったくありません。

4 海外宝くじ取扱業者の窓口は国内にはなく、返金交渉は困難です。

業者の所在地は海外になっていることが多く、連絡先も私書箱程度しか記載されていない場合が多いので、消費者が返金等について業者と直接交渉することは困難です。

対処方法

相談事例のような「海外宝くじ」に関する被害に遭わないためには、ダイレクトメール等の誘い文句に惑わされないこと、そして絶対に購入したり、手数料を支払わないことです。現状では、消費者被害を回復するのが困難な場合がほとんどです。

あたかも当選金が無条件で受け取れると誤認させるような手紙が送られてきますが、**日本国内で海外の宝くじを購入することは、法律の解釈上禁じられています**ので、絶対に申し込んではいけません。申込みをすることにより、個人情報も流出することもあります。

また、クレジットカードの番号を知らせると、何度もお金を引き落とされるトラブルに巻き込まれるおそれがあります。安易に番号を知らせないようにしましょう。

身に覚えのない業者から海外宝くじ等に関する国際郵便が届いたときは、その業者に連絡する前に、消費生活総合センターに御相談ください。

3 注意喚起 ～長期使用の家電製品等による事故について～

ものを大切に長く使うことは大事なことです。どんなに大切に使っても徐々に劣化は進みます。

特に、家電製品やガス・石油製品は、劣化により危険が生じることもあります。

経年劣化による重大事故のおそれが高く、また、消費者自身による保守が難しい製品（特定保守製品）について、消費者をサポートするための「長期使用製品安全点検制度」が、平成21年4月に設けられました。

不調を感じながら使い続けているうちに発煙や発火が起きると、より大きな事故につながる可能性もあるので注意が必要です。

修理対応も、部品の保有期間があるので限界があります。家電製品やガス・石油製品は、修理をすれば永久に使えると思いたまわないことも必要です。

事故を防ぐために、以下の点に注意しましょう。

- ① 使用していなくても劣化は進みます。
- ② 同じ製品でも、使用状況や環境により劣化が早く進む場合もあります。
- ③ 電源コードや家電製品の周りは、時々掃除をし、こまめにチェックをしましょう。
- ④ 「おかしいな」と感じる症状が出たら、無理に使い続けず、点検を受けましょう。

※長期使用製品安全点検制度については、政府広報オンラインを御覧ください。

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200812/5.html>

4 「暮らしのアイデア」募集！ ～京都の消費者が工夫するライフスタイルを発信～

京都には、「もったいない」に代表される始末の文化や伝統の中で培われた食文化、さらには、門はきや打ち水など、合理的で環境への優しさを秘めた生活習慣が息づいています。

この度、京都市では、市民の皆様へ、京都に暮らす消費者として、自らの生活について、今一度考えていただくため、普段の買物や食生活の中での環境に優しいちょっとした工夫、節電のために心掛けていることなど、暮らしの中で気を付けている、周りの人に知らせてみたい「暮らしのアイデア」を以下のとおり募集します。

- 1 対象 京都市内在住の方
- 2 応募方法
 - (1) 郵送又はFAXにより、住所、氏名、年齢及び電話番号を御記入のうえ、400字程度でアイデアをお送りください（様式は問いません。）。
 - (2) 消費生活総合センターホームページの送信フォームに記入、送信し、応募することもできます。
- 3 応募先
 - (1) 郵送 〒604-8186
京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
消費生活総合センター 暮らしのアイデア募集担当
 - (2) FAX 075-256-0801 消費生活総合センター 暮らしのアイデア募集担当
 - (3) 消費生活総合センターのホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html
- 4 応募期限 平成23年8月31日（水）まで
- 5 その他 御応募いただいた方の中から抽選で10名の方に、消費生活総合センターオリジナルグッズを進呈します。また、御応募いただいたアイデアは、当センターが発行する各種冊子やパンフレットに掲載させていただくことがあります。

【編集後記】 例年より早く梅雨入りしましたが、これから迎える夏に向けて、自然と調和しながら涼しく暮らす節電術、食材の保存法や無駄のない調理法など、暮らしの中で工夫されている皆様の「暮らしのアイデア」の御応募をお待ちしています。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）
さいむゼロ

相談受付時間 月～金（祝休日除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

* 年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、
土日祝日電話相談 ☎075-257-9002 午前10時～午後4時

平成23年6月発行 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター

京都市印刷物 第234241号

